



事例

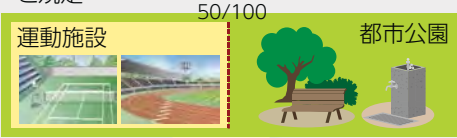
平成 27 年の事例

都市公園における運動施設の敷地面積に係る基準の弾力化

政令改正 提案主体：岐阜県

提案実現前

- 都市公園の中の運動施設の敷地面積は、都市公園の敷地面積全体の100分の50以下と規定



見直し

提案実現後

- 運動施設の敷地面積の割合の上限(100分の50)を「参酌すべき基準」とし、条例に委任



支障

- バリアフリー化ができない
- 記者室やドーピングコントロール室等が新設できず、国際大会等の誘致条件に対応できない

※岐阜県：49.967%
→改修後：50.25% (試算)



効果

地域ニーズを踏まえた運動施設の整備促進

- 【例】
- バリアフリー化の推進
 - スポーツイベントの誘致など

地域の活性化



実現のポイント

- 提案側が、バリアフリー化や国際大会等の誘致条件への対応など、具体的な支障を主張できた。
- 都市公園におけるオープンスペースの確保は非常に重要だが、運動施設の敷地面積の割合が49.967%となっている都市公園内で地域のニーズに応える改修を行っても、100分の50の基準をわずかに超える(50.25%)程度であり、法令が過度に厳格な規定であることを主張できたこと。

事例

平成 27 年の事例

公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例化

法律改正等 提案主体：豊田市、松山市

提案実現前

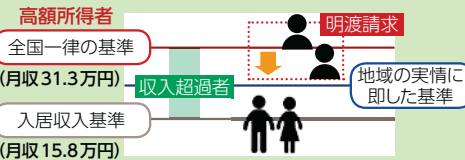
- 地域によって入居待機者数や収入超過者数、民間の家賃水準に差があるにもかかわらず明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準は政令で全国一律に規定

注：入居基準は条例委任されている(第1次分権一括法)

見直し

提案実現後

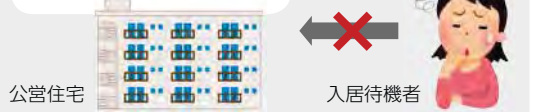
- 一定の範囲内で地方公共団体が条例で定めることにより、地域の実情を踏まえた基準設定が可能



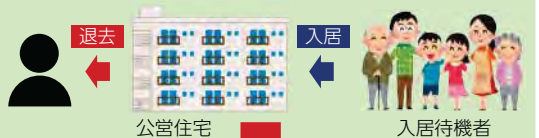
支障

入居収入基準を超過した世帯の退去が進まない

※住宅困窮者が入居できない



効果



公営住宅の適切な管理運営

実現のポイント

- 提案側が、入居待機者数、住宅確保のしやすさや空き家状況など、具体的な支障事例を提示することができた。
- また、第1次一括法により、公営住宅の入居に関する収入基準について条例委任がなされたことを踏まえ、明渡し請求の基準も条例委任とすることで、更なる地方公共団体の自主性の強化と自由度の拡大を図るという地方分権をさらに推し進めるための、法的な論点も提示できたこと。